平成２２年（フ）第４８号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地148
債務者　日谷　孝二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目75番地４　セジュール南吉方Ｃ―202号
債務者　梶原　正彦
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
鳥取県八頭郡八頭町下門尾172番地15
債務者　吉本　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９９号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｋ―504号　県営住宅
債務者　澤村　　優
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山口県下関市秋根上町２丁目７番13号　プロムナード秋根Ｂ203号佐伯方、前住所山口県下関市山の田西町６番６号　ハイツ若草103号
債務者　亀井　康子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
愛媛県松山市南久米町208番地３
債務者　松岡　佐織
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
福岡県飯塚市鹿毛馬1236番地１
債務者　梅田　明宏
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県嘉麻市上山田955番地１
債務者　大橋　勝志
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２８号
福岡県嘉麻市上山田955番地１
債務者　大橋　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7387番地
債務者　田中　紘一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7387番地
債務者　田中　亮二
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６２号
佐賀県武雄市東川登町大字永野4058番地５
債務者　田中　　昌
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３号
宮崎市恒久南３丁目８番地12
債務者　廣瀬　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅７棟２号
債務者　増田　道雄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目２番７号第３津曲コーポ405号
債務者　天瀬　宗昭
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市吉野町3708番地86
債務者　大曲レイコ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県奄美市住用町大字山間410番地
債務者　川渡千代美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部